

# 公 告

組合定款第 21 条の規定により、市街地再開発組合の役員の選挙人名簿を組合員の縦覧に供するので、次のとおり公告する。

組合員は、縦覧に供された選挙人名簿に記載の漏れ又は誤りがあると認める場合においては、縦覧期間中に、文書で選挙管理者に異議の申出をすることができる。ただし、選挙人の氏名又は住所の単なる誤記については、文書によらないことができる。

尚、組合定款に定められた事項以外については、この限りではない。

平成 30 年 3 月 6 日

施行者 豊橋市駅前大通二丁目 33 番地 1  
豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合  
理事長 石黒 功



1. 市街地再開発事業の名称  
豊橋駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業
2. 選挙人名簿縦覧開始の日  
平成 30 年 3 月 9 日（金）
3. 選挙人名簿の縦覧の場所  
豊橋市駅前大通二丁目 33 番地 1 開発ビル 9F  
豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合 事務局事務所前 掲示板
4. 選挙人名簿の縦覧の期間及び時間  
平成 30 年 3 月 9 日（金）から平成 30 年 3 月 15 日（木）まで  
9時から17時まで  
（但し、土曜、休日を除く）
5. 選挙人名簿の異議の申出期間  
平成 30 年 3 月 9 日（金）から平成 30 年 3 月 15 日（木）まで  
9時から17時まで  
（但し、土曜、休日を除く）
6. 異議の申出方法  
書面にて事務局へ提出。郵送の場合は申出期間内に必着。
7. 異議の提出先  
豊橋市駅前大通二丁目 33 番地 1 開発ビル 9F  
豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合 事務局

以 上